

農業経営者の皆様へ

国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金/重点支援地方交付金」
を活用した給付金のお知らせ



原村第4弾農業者緊急支援給付

原油価格や農業生産資材の高騰により農業経営に深刻な影響を受けている村内の農業経営者の皆様に、営農の継続を支援するため、原村第4弾農業者緊急支援給付金を支給します。

給付金の額 令和7年分の農業所得における種苗費、素畜費、肥料費、飼料費、農薬衛生費、諸材料費、動力光熱費、荷造運賃手数料及びこれらに相当する経費の合計額の2%

支給上限金額 40万円

支給対象者 下記の要件を満たす方が本給付金の対象です。

要件
その1

令和8年1月1日以前から村内に住所又は事業所を有し、農業経営を行う個人及び法人で今後も営農を継続する意思のある次の方

個人 令和7年分の農業所得を申告している方

法人 直近期の決算書を作成し、法人村民税を申告している方

下記の要件を満たしている方

- ・暴力団又は暴力団員ではないこと

- ・村税等に滞納がないこと

要件
その2

申請方法

申請書及び添付書類を原村役場農林課農政係まで提出してください。
または

次のURL または QR コードより電子申請してください。

<https://logoform.jp/f/llh4g>



添付書類

個人 令和7年分の農業所得青色決算書の写し又は収支内訳書の写し

法人 直近期の決算書の写し

申請期限

令和8年10月30日（金）まで

お問い合わせ

原村役場農林課農政係

〒391-0192 原村 6549 番地 1

電話 0266-79-7931（直通）